

事業者が取り組む「脱炭素化のステップ」に対応した 2種類の補助事業「①計画策定支援事業」「②設備更新補助事業」を展開。工場・事業場の規模や状況に合わせて必要な補助事業を選ぶことができます。



- 工場・事業場のCO₂排出状況等の現状を調査してCO₂削減余地を把握し、効果的な対策を検討します。
 - 対策の実施方法、実施時期、収支計画、実施体制等をまとめ、CO₂削減目標を達成するための実施計画を作成します。
- 実施計画に従い対策を実施します。
 - 目標年度におけるCO₂削減目標の達成状況を確認します。

1 計画策定支援事業

CO₂削減余地診断経験の豊富な支援機関が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。CO₂削減目標を明示した「脱炭素化促進計画」の作成を支援します。

- 応募要件
- 年間CO₂排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等※
- ※ 中小企業等とは、中小企業基本法第2条に定義される中小企業（個人、個人事業主を除く）の他、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人・公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合等、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、その他環境大臣の承認を得てGAJが適当と認める者を含みます。
- ※ 支援機関を選定の上、応募してください。
- 補助対象
- CO₂排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定支援に係る委託料等（人件費、業務費、一般管理費）。交付決定前に発生した経費や、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の2分の1と、補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

支援内容	補助率	補助金の上限額（税抜）
事業所全体を対象とした支援	1 / 2	100万円
複数のシステムを対象とした支援		100万円
単一のシステムを対象とした支援		60万円

【事業連携】優先採択

①計画策定支援事業の採択事業者は、策定した脱炭素化促進計画を利用することで、②設備更新補助事業の優先採択枠の対象となります。支援を受けた年度を含めて4カ年度以内の②設備更新補助事業に応募できます。

脱炭素化促進計画

- 成果物
- 以下の「脱炭素化促進計画」一式
- (1) 診断報告書：工場・事業場のエネルギー使用量、課題、対策提案等をまとめた報告書
- (2) 実施計画書：選定した対策のCO₂削減効果等をまとめ、実施時期・実施方法を示す計画書
- (3) 算定報告書：基準年度CO₂排出量（過去3年間の平均値）を算定する報告書
- 支援機関
- 「支援機関」とは、SHIFT事業の①計画策定支援事業において事業者の工場・事業場の脱炭素化に向けた計画策定を支援する事業者です。SHIFT事業の支援機関として申請及び登録されている事業者のみが「支援機関」となります。

「支援機関」のご紹介

支援機関の要件を満たした令和4年度の登録支援機関は、126機関です。特定分野を得意とするメーカー系や、幅広い分野に対応できるコンサル系など、さまざまな支援機関の中から希望の支援内容に合った支援機関を選定いただけます。支援機関の情報はSHIFTウェブサイトで公開されています。支援機関の選定やコンタクトに関する支援もありますので、ご活用ください。

「脱炭素化促進計画」は、②設備更新補助事業に利用しなくても構いません。他の補助制度や自主的な取組に活用してください。

令和3年度の採択事業者の傾向

令和3年度の①計画策定支援事業では、38件の事業が採択されました（工場：15件、事業場：23件）。全国各地の工場・事業場が支援を受けています。

支援を受けた事業者の声

CO₂削減ポテンシャル診断を受けたことがあり、とても効果的であった。今回は別の工場・事業場でも同様の診断と計画策定支援を受けたと思い、応募した。省エネや脱炭素化を専業とする者が社内にはないので、外部の専門家に協力してもらい、さまざまな対策の掘り起こしをしたかった。SBT認証の取得も検討したい。

計画されたCO₂削減対策の例

- 空調設備の更新（吸収冷温水機からヒートポンプチラーへ）
- 蒸気ボイラ／燃焼炉の更新（重油・灯油式からガス式へ）
- 給湯設備の更新（温水ボイラからヒートポンプ給湯機へ）
- 太陽光発電設備の導入
- 蒸気配管の断熱、蒸気ドレンの回収
- 空気圧縮機の圧力低減、エア漏れ防止対策の実施、など

地方別採択数

中国2件	北海道1件	東北1件
近畿10件	関東9件	中部13件

2 設備更新補助事業

「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新に対して補助金を交付します。

- 応募要件
- 年間CO₂排出量50t以上の工場・事業場に対して「脱炭素化促進計画」を策定済みである事業者（①計画策定支援事業を利用していなくても、指定の様式を用いて事業者が「脱炭素化促進計画」を策定する場合も含みます。）工場・事業場の所有者と補助対象設備の所有者が異なる場合は、共同申請となります。

補助対象

以下の対象設備機器の導入・更新に係る経費（工事費、設備費、測量・試験費等）。交付決定前に発生した経費や、既存設備の撤去・移設・廃棄費、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

(1) エネルギー使用設備機器

高効率あるいは燃料を低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備

(2) エネルギー供給設備機器

低炭素燃料供給設備 再生可能エネルギー発電設備・太陽熱供給設備・コジェネ設備（発電設備、熱供給設備は100%自家消費する場合に限る）

※ 運輸部門の設備機器、照明、蓄電池、常時使用されていない設備機器等は「脱炭素化促進計画」に含まれていても、補助金の対象となりません。

補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の3分の1と、補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

事業の種類	補助率	補助金の上限額（税抜）
設備更新補助事業A：以下の①、②のいずれかの事業 ① 工場・事業場単位（工場・事業場の年間CO ₂ 排出量の削減目標が15%以上） ② 主要なシステム系統（主要システム系統の年間CO ₂ 排出量の削減目標が30%以上）※	1 / 3	1億円
設備更新補助事業B：以下のi)～iii)をすべて満たす事業 i) 電化・燃料転換 ii) CO ₂ 排出量を4,000t-CO ₂ /年以上削減 iii) システム系統でCO ₂ 排出量を30%削減		5億円

※ 主要なシステム系統とは、工場・事業場に存在する【機器本体＋付属設備】を基本とする多様なシステム系統のうち、事業者が主要と考えるシステム系統のこと。対象範囲を明確にすることを条件に、事業者が任意で定義することができます。

※ 要件を満たす場合は、設備更新補助事業A①、設備更新補助事業A②、設備更新補助事業Bの併願が可能です。

- 排出量取引による着実な目標達成
- 採択事業者は設備導入が完了した翌年度にあたる削減目標年度のCO₂排出量を報告して、CO₂排出量実績に相当する排出枠を確保することで削減目標を達成します。CO₂排出量実績に比べ排出枠が不足している場合は、排出量取引（自己負担）によって補填します。この排出量取引ではJ-クレジット等の外部クレジットも利用できます。

令和3年度の採択事業者の傾向

令和3年度の②設備更新補助事業（一次・二次公募）では、143件の事業が採択されました（工場：49件、事業場：94件）。

地方別採択数

北海道4件	東北8件	関東35件
九州25件	中部35件	近畿20件
中国11件	四国5件	

工場・事業場の基準年度CO₂排出量（t-CO₂/年）

2,000t以下	98件
2,000～4,000t	17件
4,000～10,000t	13件
10,000t超	15件

事業の種類別件数

設備更新補助事業A②	42件
設備更新補助事業A①	99件
設備更新補助事業B	2件

補助対象申請設備

空調設備	123件
給湯設備	22件
蒸気設備	35件
冷凍冷蔵設備	18件
工業炉設備	9件
その他設備等	27件

補助対象対策の例

- 空調設備の更新
- 蒸気ボイラの更新（重油からガスへ）
- 給湯設備の更新（ヒートポンプ・ガス燃焼併用）
- 冷凍冷蔵ショーケースの更新
- 射出成形機の更新（油圧式から電動式へ）
- 太陽光発電設備の導入